

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和5年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分)	22,757千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	559,831千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	134,777	78,893		54,278	128	1,478
	障害者福祉事業	56,594	41,724		1,200	1,093	12,577
	高齢者福祉事業	60,849	17,451		1,463	3,350	38,585
	福祉医療給付事業	10,401	5,162			419	4,820
	児童福祉事業	36,707	23,045		2,837	865	9,960
	小計	299,328	166,275		59,778	5,855	67,420
社会保険	国民健康保険事業	12,717	6,626			487	5,604
	介護保険事業	113,398	4,426			8,708	100,264
	後期高齢者医療保険事業	69,189	12,458			4,533	52,198
	小計	195,304	23,510			13,728	158,066
保健衛生	成人保健事業	13,021	4,458		2,012	523	6,028
	母子保健事業	1,131				90	1,041
	感染症予防事業	4,013				321	3,692
	医療確保事業	47,034		19,000		2,240	25,794
	小計	65,199	4,458	19,000	2,012	3,174	36,555
合計	559,831	194,243	19,000	61,790	22,757	262,041	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。